栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付要綱

平成２８年７月１５日

告示第１２２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域の原動力となる市内の小規模事業者の活性化を図るため、市内の小規模事業者が持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費に対し、予算の範囲内で栗東市一般型小規模事業者持続化補助金（以下「市補助金」という。）を交付することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和６３年栗東町規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助対象者）

第２条　市補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、全国商工会連合会が定める令和元年度補正予算・令和３年度補正予算小規模事業者持続化補助金一般型公募要領（以下「全国一般要領」という。）に基づく小規模事業者持続化補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けた事業とする。

２　市補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する小規模事業者であって、国補助金の交付決定を受けたものとする。

（市補助金の額等）

第３条　市補助金の額は、全国一般要領に基づく補助対象経費から国補助金の額を差し引いた額に、別表第１の補助対象経費の区分ごとに規定する割合を乗じた額（当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、当該区分ごとに規定する基準限度額（広報費と広報費以外を合算する場合は合計限度額をいう。）を限度とする。

２　全国一般要領における特別枠での国補助金を受けた事業者は、前項の規定にかかわらず、基準限度額及び合計限度額を、補助対象経費が広報費の場合は３３万円とし、広報費以外の場合は２５万円とする。

３　複数の小規模事業者が連携して共同事業を行う場合における１事業当たりの市補助金の基準限度額及び合計限度額は、第１項の規定にかかわらず、別表第２のとおりとする。

（交付申請及び請求）

第４条　市補助金の交付を受けようとする者は、全国一般要領により通知される令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）確定通知書の通知日が属する年度の末日までに、栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　市長は、前条の交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付決定通知書（別記様式第２号）によ

り、交付決定の通知を行うとともに、速やかに市補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第６条　市補助金の交付に係る実績報告については、第４条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、第５条の規定により交付決定を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。

⑵　市補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　国補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

⑷　市補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

（返還）

第８条　市長は、前条の規定により市補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に市補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年７月１５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助対象経費	割合	基準限度額	合計限度額
一般型（広報費）	３分の２	１６万５，０００円	１６万５，０００円
一般型（広報費以外）	２分の１	１２万５，０００円	

別表第２（第３条関係）

補助対象経費	基準限度額及び合計限度額
一般型（広報費）を含む場合	１６万５，０００円×小規模事業者数（１６５万円を限度とする。）
一般型（広報費）を含まない場合	１２万５，０００円×小規模事業者数（１２５万円を限度とする。）

附　則（平成３０年６月１１日告示第１００号）

この告示は、平成３０年６月１１日から施行し、改正後の栗東市小規模事業者持続化補助金交付要綱の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年５月３１日告示第２３号）

この告示は、令和元年５月３１日から施行し、改正後の栗東市小規模事業者持続化補助金交付要綱の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、令和２年８月２７日から施行し、改正後の栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付要綱の規定は、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この告示は、令和３年６月９日から施行し、改正後の栗東市一般型小規模事業者持続化補助金交付要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和５年３月３１日栗東市告示第１０３０号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。